

日本における最近の死産

一

生命を失つた胎児の出産は、妊娠月数に関係なく、すべて死産と見るべきであるが、日本の死産統計で取扱われる自然死産は、妊娠月数四カ月以上の死産にかぎられている。一九四八年以来、「優生保護法」に基づく人工妊娠中絶（人工死産）の場合には、妊娠月数四カ月未満の死産も届出の義務を課せられているが、自然死産の場合には、従来も、今日も、妊娠月数四カ月未満の死産は、何らの届出の義務を課せられていないから、これを統計的に調査することは全く不可能である。ただ優生保護法が実施せられて以来、人工妊娠中絶数について、妊娠月数四カ月未満のものと妊娠月数四カ月以上のものとの割合が明らかであるから、この割合を、自然死産にも適用することが許されるとするならば、妊娠月数四カ月未満の死産数を推算することができるであろう。

日本の刑法は、妊娠月数に関係なく、墮胎を禁止し、これを犯す者を処罰している。（刑法第二二二―二二六條）ところが、このような墮胎は、毎年、行われているが、現実に検挙され、処罰を受ける者の数は極めて少ない。刑事統計によつて、処罰された墮胎罪を示すと下の様である。

もしこの統計が真実であるとすれば、日本では、墮胎は極めて稀であるといわなければならないが、しかし、事実は決してそう

墮胎罪件数

年次	件数
1940	12
1941	29
1942	10
1943	18
1945	26
1946	13
1947	3
1948	—
1949	1
1950	2

に多くの墮胎が行われているにちがいない。したがつて、ここで取扱う死産統計は、このような墮胎を除外したものにかぎられている。

二

最近十カ年の死産統計を示すと、つぎの表のようである。

死産数およびその死産率

年次	死産数	死産率	
		出生十死産	出産1,000につき死産数
1940年	102,033	2,202,197	46.3
1941	103,393	2,363,663	43.7
1942	95,446	2,311,717	41.3
1943	92,882	2,328,313	39.9
1944	—	—	—
1945	—	—	—
1946	—	—	—
1947	123,837	2,802,629	44.2
1948	143,963	2,825,587	50.9
1949	192,677	2,889,315	66.7
1950	216,982	2,573,837	84.3

備考 1944—46年の死産統計は欠如す

岡崎文規

ではあるまい。この計数は、検挙され、処罰を受けられるものが少ないというだけのことであつて、実際には、相当

右の表で見ると、一九四〇年の死産率は四六・三であつて、一九四三年まで、死産率はやや減少の傾向を示している。ところが、死産率は、戦後、増加の傾向に転じ、殊に一九四九年には六六七、一九五〇年には八四・三という高率を示している。一九四七年の死産率にたいして、一九四八年の死産率は一五・二%、一九四九年の死産率は五〇・九%、一九五〇年の死産率は九〇・七%の増加になつてゐる。

この数年間に、死産率が激増したのは、一九四八年七月に優生保護法が制定せられ、殊に一九四九年五月に、この法律が改正せられて、人工妊娠中絶の適用範囲が拡大されたからである。

日本では、従来、母体の生命を保護する見地から、医学的適応症についてのみ人工妊娠中絶を許容していたが、優生保護法の制定以来、「多産者または貧困者であつて、生れ出る子が病弱化し或いは不良な環境のために劣悪化するおそれあるとき」「妊婦が強姦その他不当な原因に基いて自己の自由な意志に反して受胎した場合に、生れ出る子が必然的に不幸な環境におかれ、そのために劣悪化するおそれあるとき」また「現に数人の子を有している者が更に妊娠し、かつ分娩によつて母体の健康を著しく害するおそれあるとき」なども、人工妊娠中絶を行つてよいことになつたのである。

優生保護法による人工妊娠中絶数（妊娠四カ月以上のもの）は、つ下の表のごとくである。

一九四八年の人工妊娠中絶数は三一、〇五五で、全死産に対する割合は二一・六%である。ところが、人工妊娠中絶数も全死産に対する人工妊娠中絶の割合も合次第に増加して、一九五〇年には、人工妊娠中絶数は十萬を越え、全死産の五〇%を占めるに至つた。

人工妊娠中絶は、妊娠四カ月以上のものばかりではなく、妊娠月数がそれ以下の人工妊娠中絶があり、それも報告せられてゐる。妊

優生保護法による人工妊娠中絶

	人工妊娠中絶数	全死産に対する人工妊娠中絶の割合
1948	31,055	21.6
1949	75,585	39.2
1950	109,170	50.3

六、九二三となり、死産率は、一九四九年には一一八・七三、一九五〇年には二〇二・〇九であつて、終戦前の四〇―一五〇にくらべると、実に数倍の激増を示している。

自然死産の場合には、妊娠四カ月以下のものは全く統計に数えられていないが、優生保護法による人工妊娠中絶の場合には、妊娠四カ月以下のものは、妊娠四カ月以上のものよりも遙かに多いのであつて、もしこの比率が自然死産にもあてはまるものとすれば、自然死産は、統計に現われてゐる数よりも遙かに多いにちがいない。

三

死産率（妊娠四カ月以上の死産についての）は、すでに述べたように、一九四三年には三九・九であり、一九四九年には六六・七であつて、六七・二%の激増を示した。この激増は、人工妊娠中絶の増加に原因していることもすでに述べた。しかし、死産率の増加割合は、それぞれの府県によつて異なつてゐるのであつて、府県別死産率を一九四三年一と九四九年について計算すると、つぎの表のごとくである。一九五〇年の府県別死産数は、いまのところ、まだ公表されるに至つていないから、一九四九年の資料を利用した。

府 県 別 死 産 率

		1943年			1949年			増加割合
		死産数	出生数	死産率	死産数	出生数	死産率	
総		92,882	2,328,313	39.9	192,677	2,889,315	66.7	67.2%
北	海	4,253	122,879	34.6	9,933	174,573	56.9	64.5
青		1,354	39,920	33.9	2,891	54,366	53.2	56.9
岩		1,744	32,249	54.1	3,438	52,933	64.9	20.0
宮		1,750	44,516	39.3	4,268	61,320	69.6	77.1
秋		1,544	38,305	40.3	3,339	50,799	65.7	63.1
山		1,354	36,543	37.1	3,124	47,236	68.1	83.6
福		2,127	55,961	38.0	5,314	78,365	67.8	78.4
茨		2,272	53,828	42.2	4,827	71,078	67.9	60.9
栃		1,769	39,940	44.3	3,234	56,507	57.2	29.1
群		1,954	44,502	43.9	4,216	56,222	75.0	70.8
埼		2,890	56,989	50.7	4,629	76,052	60.9	20.1
千		1,957	52,614	37.2	4,141	71,706	57.8	55.4
東		10,101	248,162	40.7	11,047	178,744	61.8	51.8
神	奈	3,230	77,891	41.5	4,704	79,301	59.3	42.9
新		2,806	68,229	41.1	6,582	90,760	72.5	76.4
富		898	28,578	31.4	2,099	36,357	57.7	83.8
石		843	24,875	33.9	2,009	34,140	58.8	73.5
福		791	21,082	37.5	1,641	26,433	62.1	65.6
山		654	20,912	31.3	1,994	27,083	73.6	135.1
長		1,952	50,396	25.6	5,316	64,203	82.8	223.4
岐		1,492	40,602	36.7	3,447	53,285	64.7	76.3
静		2,796	66,409	42.1	5,550	86,587	64.1	52.3
愛		3,921	102,542	38.2	8,290	114,784	72.2	89.0
三		1,336	36,385	36.7	3,199	46,578	68.7	87.2
滋		831	20,555	40.4	1,895	27,557	68.8	70.3
京		1,813	47,082	38.5	4,313	56,561	76.3	98.2
大		6,849	134,967	50.7	9,495	119,275	79.6	57.0
兵		4,285	95,065	45.1	8,455	107,450	78.7	74.5
奈		791	17,056	46.4	1,521	23,172	65.6	41.4
和	歌	987	23,435	42.1	2,017	30,892	65.3	55.1
鳥		521	13,983	37.3	1,783	20,504	67.0	79.6
島		854	22,710	37.6	2,419	31,990	75.6	101.1
岡		1,519	39,872	38.1	4,415	54,246	81.4	113.6
広		2,207	56,480	39.1	4,052	66,763	60.7	55.2
山		1,567	37,034	42.3	3,892	54,140	70.8	67.4
德		936	22,042	42.5	2,182	31,805	68.6	61.4
香		766	21,897	35.0	2,316	33,219	69.7	99.1
愛		1,205	36,104	33.4	3,360	56,030	60.0	79.6
高		695	19,398	35.8	1,628	28,003	58.1	62.3
福		3,761	90,953	41.1	9,275	133,227	69.6	68.1
佐		658	21,291	30.9	2,301	36,462	63.1	104.2
長		1,580	42,887	36.8	3,886	65,031	59.8	62.5
熊		1,358	42,425	32.0	3,987	66,898	59.6	86.3
大		1,121	30,935	36.2	3,094	45,294	68.3	88.7
宮		1,179	27,774	42.4	3,141	43,284	72.6	71.2
鹿	兒	1,611	50,279	32.0	4,078	68,094	59.9	87.2

人口階級別死産率

人口階級	死産数	出産数	死産率
人口10万以上の都市の合計	52,701	637,144	83.2
人口5万—10万未満の都市の合計	21,397	227,716	94.0
人口2万5千—5万未満の都市の合計	14,646	141,684	103.4
人口1万—2万5千未満の町の合計	29,513	424,644	69.5
人口1万以下の町村の合計	69,034	1,381,420	49.9

右の表で見ると、一九四九年の死産率は、一九四三年の死産率にくらべて、いずれの府県においても、一つの例外もなく、増加を示している。しかし、増加の割合は、それぞれの府県によつて、著しい差異がある。増加の割合に比較的に少ないのは、岩手県の二〇%、埼玉県の二〇・一%、栃木県の二九・一%である。これに反して増加の割合の比較的に多いのは、長野県の二三・四%、山梨県の一三五・一%、岡山県の一一三・六%、佐賀県の一〇四・二%、鳥根県の一〇一・一%、香川県の九九・一%、京都府の九八・二%、大分県の八八・七%、鹿児島県の八七・二%、三重県の八七・二%、熊本県の八六・三%、富山県の八三・八%、山形県の八三・六%である。

死産率の激増したこれらの府県は、京都府を除外すれば、いずれも大都市や大工業都市の少ない地方である。したがつて、大都市や大工業都市よりも、中小都市において死産率が高いのではあるまいかと想像される。いま、人口階級別に死産率（一九四九年）を計算すると、つぎの表のようである。

上の表で見ると、死産率は農村においては四九・九で最も少ない。大都市においても八三・二で比較的に少ない。これに反して人口二万五千—五万の小都市において最も高く、一〇三・四を示している。
農村における死産率の低いことは、一般の常識とよく合致してい

る。農村婦人は概して健康的であつて、自然死産の危険も比較的に少く、また生活水準は一般に低いかかわらず、優生保護法に便乗して、人工妊娠中絶を行う意図も比較的に乏しいと考えられるからである。

大都市における死産率が、中小都市における死産率よりも低いのはなぜであるか、私の推想するところによれば、妊娠四カ月以上の死産だけについて見れば、確かに右に示したような結果になるが、大都市においては、避妊方法が普及して、生みたくない子供の受胎は防止せられてゐること、また受胎しても、生みたくない場合には、妊娠四カ月未満で優生保護法に依らない人工妊娠中絶を行うために、死産統計に現れない死産の多いことなどが考えられる。したがつて、妊娠四カ月未満の死産も調査することができたならば、大都市の死産率は、これよりも遙かに高くなるのではあるまいかと考えられる。

四

一九四九年における七大都市の死産率を示すと、つぎの表のようである。

都市	死産数	出産数	死産率
東京	9,600	150,570	63.8
大阪	5,833	61,396	95.0
京都	2,596	32,741	79.3
名古屋	2,989	32,530	91.9
横浜	1,918	29,088	65.9
神戸	2,269	21,733	104.4
福岡	1,103	12,368	89.2

大都市の死産率は案外に低いといつたが、右の表で見られる通り、七大都市の死産率には、著しい差異が見られる。すなわち神戸市の一〇四・四が最も高く、大阪市の九五・〇がこれにつき、名古屋市の九一・九が第三位を占めている。これに反して、東京の六三・八、横浜市の六

母の年齢別死産率

母の年齢	1947			1948			1949		
	死産数	出産数	死産率	死産数	出産数	死産率	死産数	出産数	死産率
15才未満	15	66	227.3	26	78	333.3	56	99	565.7
15—19才	4,334	65,506	66.2	6,145	79,222	77.6	9,305	76,649	121.4
20—24才	29,552	645,210	45.8	36,977	724,881	51.0	47,939	743,006	64.5
25—29才	32,180	858,781	27.5	36,936	854,846	43.2	50,134	931,693	53.8
30—34才	36,143	671,472	38.9	28,046	613,636	45.7	37,588	621,628	60.5
35—39才	21,162	420,147	50.4	23,213	406,330	57.2	31,245	385,175	81.1
40—44才	9,113	126,919	71.8	10,963	135,136	81.1	14,637	122,406	119.6
45—49才	1,005	10,974	91.6	1,242	9,930	125.1	1,482	7,846	189.0
50—54才	100	1,541	64.9	88	909	96.8	68	439	154.9
55才以上	22	511	43.1	15	238	63.0	27	106	254.7

母の年齢別死産率の増加割合

年次	15才未満	15—19才	20—24才	25—29才	30—34才	35—39才	40—44才	45—49才	50—54才	55才以上
1947	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1948	146.6	117.2	111.4	115.2	117.5	113.5	112.9	136.6	146.9	146.2
1949	248.9	183.4	140.8	143.5	155.5	160.9	166.6	205.4	298.7	591.0

五・九が最も低い。これによつて見ると、死産率は、概して関西の都市において高く、関東の都市において低い。

五

一九四七年—一九四九年における母の年齢別に死産率を示すと、つぎの表のようである。

上の表で見ると、いずれの年次においても死産率は、母の年齢二五—二九歳において最も低く、これよりも母の年齢が若くなり、または大きくなるにつれて、次第に増大している。殊に母の年齢一五歳未満の死産率は異常に高い。

つぎに、それぞれの母の年齢における死産率を年次別に見ると、いずれの母の年齢においても、死産率は、優生保護法の実施以来、著しい増加を示している。殊に一九四七年にたいして一九四九年の増加率は大きい。そのなかでも、母の年齢一五歳未満および四五歳以上において、激増している。

六

一九四七—一九四九年における出産順位別死産率を示すと、つぎの表のごとくである。

右の表で見ると、いずれの年次においても、第一子の死産率は、第二子の死産率よりもやや高い。第一子の出産においては、死産の危険は、第二子の出産の場合にくらべて、大きいことがわかる。また出生児数が多くなると、死産率は増大の傾向を示している。殊に十子以上の死産率は相当に高くなっている。

つぎに同一出産順位における死産率を年次別にくらべると、一九四八年は一九四七年よりも、一九四九年には一九四八年よりも常に高くなっている。

出 産 順 位 別 死 産 率

出産順位	1947			1948			1949		
	死産数	出産数	死産率	死産数	出産数	死産率	死産数	出産数	死産率
第 1 子	42,257	808,117	52.3	51,063	913,106	55.9	59,209	805,782	73.5
2 子	19,694	561,963	35.1	23,431	542,873	43.2	35,071	693,256	49.1
3 子	14,353	422,297	34.0	16,471	409,518	40.2	23,656	454,576	52.0
4 子	11,934	317,455	37.6	13,281	242,169	54.8	18,943	316,693	59.8
5 子	10,026	236,042	42.5	10,957	219,606	49.9	15,729	218,516	72.0
6 子	8,221	170,253	48.3	9,243	161,035	57.4	12,937	153,172	84.5
7 子	6,316	117,963	53.5	7,030	113,004	62.2	9,952	103,832	95.8
8 子	4,548	77,152	58.9	5,246	75,179	69.8	7,120	66,925	106.4
9 子	3,006	45,775	65.7	3,407	45,233	75.3	4,765	39,763	119.8
10子	1,761	24,558	71.7	2,009	24,248	82.9	2,771	21,011	131.9
11子	932	11,704	79.6	1,052	11,234	93.6	1,370	9,405	145.7
12子	426	5,102	83.5	443	4,699	94.3	661	4,111	160.8
13子	181	1,911	94.7	178	1,718	103.6	263	1,432	182.3
14子以上	127	965	131.6	88	864	101.9	120	665	179.4